

## 1. アンケート調査実施概要

### (1) 調査目的

地域再生に資する施策の評価及び検討を行うため、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画を作成し、又は計画策定事業を活用した地方公共団体に対し、地域再生計画の認定制度、同制度に基づく法律上の措置及び地域再生計画と連動した支援措置等に関する事項について、アンケート調査を実施した。

また、今後の地域再生制度の在り方の検討の参考とするため、地域再生制度を活用したことのない地方公共団体に対し、地域再生制度を活用していない理由、今後の活用見込み等について、アンケート調査を実施した。

### (2) 用語について

本アンケート調査結果報告書における用語の使用については、以下のとおりとする。

#### 【調査対象の計画等について】

- 現 行 計 画：第36回認定（平成28年3月15日）までに認定を受けた地域再生計画のうち平成28年3月31日時点で実施中の計画（当該時点で計画期間が終了する計画を含む。）
- 終 了 計 画：平成24年度から26年度までの間に計画期間が終了した地域再生計画のうち、過去に実施した当該計画に係るアンケート調査において目標の達成状況に関して「目標を下回っている」若しくは「未実施」との回答が1つでもあったもの又は当該アンケート調査に未回答のもの
- 策 定 事 業：特定地域再生事業費補助金及び地域再生戦略交付金を活用して実施した計画策定事業
- 認 定 計 画：現行計画及び終了計画の総称
- 認 定 計 画 等：現行計画、終了計画及び策定事業の総称

#### 【調査対象の地方公共団体について】

- 現 行 団 体：現行計画に係る認定地方公共団体
- 終 了 団 体：終了計画に係る認定地方公共団体
- 策 定 団 体：策定事業を実施した地方公共団体
- 未 活 用 団 体：第39回認定（平成28年8月30日認定）までに地域再生計画の認定を受けたことがない地方公共団体
- 認 定 団 体 等：現行団体、終了団体及び策定団体の総称
- 認 定 市 区 町 村 等：認定団体等のうち市区町村

### (3) 調査対象数及び回収状況

	調査対象数	回収数	回収率
① 現行計画	540件	499件	92.4%
② 終了計画	278件	229件	82.4%
③ 策定事業	81件	63件	77.8%
④ 未活用団体	497団体	423団体	85.1%

### (4) 調査実施期間

- 現行計画：平成28年11月18日（金）～平成28年12月 9日（金）
- 終了計画：平成28年11月25日（金）～平成28年12月 9日（金）
- 策定事業：〃
- 未活用団体：平成28年 9月 9日（金）～平成28年 9月16日（金）

### (5) 調査方法

地方公共団体の担当者宛て電子メールによりアンケート調査票を送付し、電子メールによる提出を依頼した。

### (6) 調査項目

#### ① 現行計画 調査項目一覧

1. 現行団体の基本情報
2. 現行計画の基本情報
3. 現行計画における支援措置の活用状況
4. 現行計画の目標
5. 現行団体における地域再生協議会の組織状況
6. その他

#### ② 終了計画 調査項目一覧

1. 終了団体の基本情報
2. 終了計画の目標
3. 計画期間終了後の取組状況
4. その他

#### ③ 策定事業 調査項目一覧

1. 策定団体の基本情報
2. 策定事業の活用状況

#### ④ 未活用団体 調査項目一覧

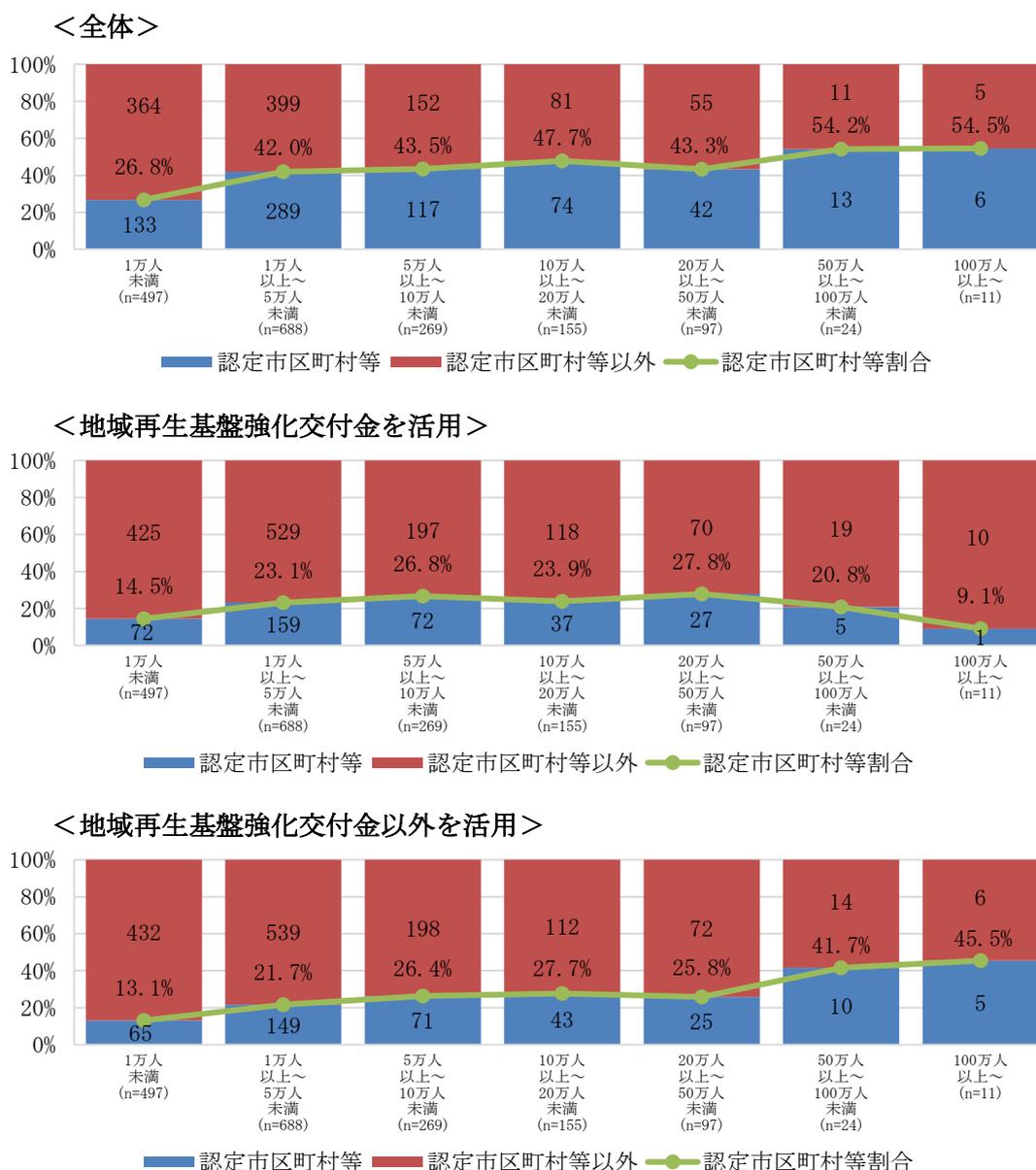
1. 未活用団体の基本情報
2. 地域再生制度の未活用理由
3. その他

## 2. 認定市区町村等の概要

### (1) 認定市区町村等の人口規模別の分布

認定市区町村等の全市区町村に対する割合を人口規模別にみると、「1万人未満」の市区町村が26.8%と最も低くなっており、人口規模が小さい市区町村において割合が低くなっている。

図表 1：認定市区町村等の人口規模別の分布（回答認定市区町村等数／全市区町村数）



(注) 平成28年1月1日時点の住民基本台帳人口に基づいて算出している。

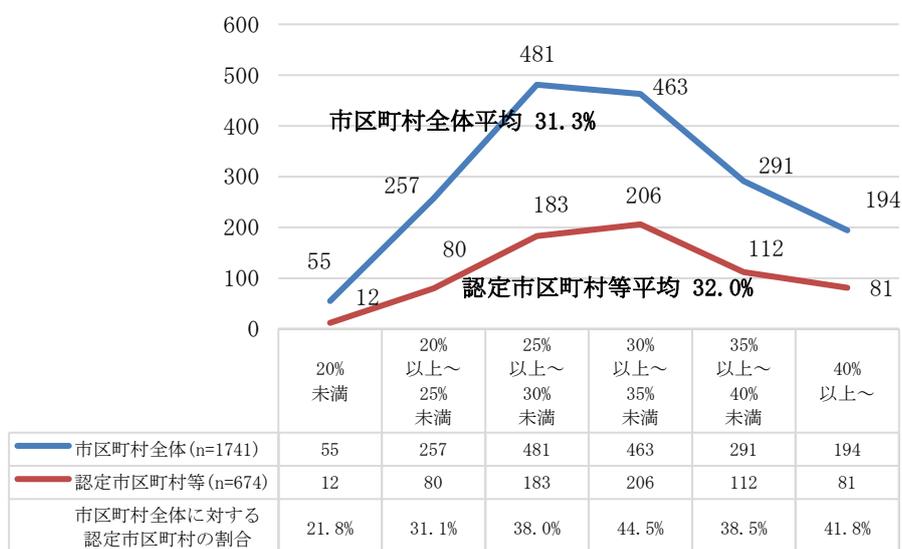
(注) 複数団体による共同計画の場合、全ての市区町村をデータとしている。

## (2) 認定市区町村等の高齢化率の分布

認定市区町村等の高齢化率をみると、全国の市区町村全体では高齢化率が「25%以上～30%未満」の団体が481団体と最も多くなっているのに対し、認定市区町村等では高齢化率が「30%以上～35%未満」の団体が206団体と最も多くなっている。

また、市区町村全体の高齢化率の平均が31.3%であるのに対し、認定市区町村等の高齢化率の平均は32.0%となっており、総じて認定市区町村等の方が高齢化率が高くなっている。

**図表 2：認定市区町村等の高齢化率別の分布（回答認定市区町村等数／全市区町村数）**



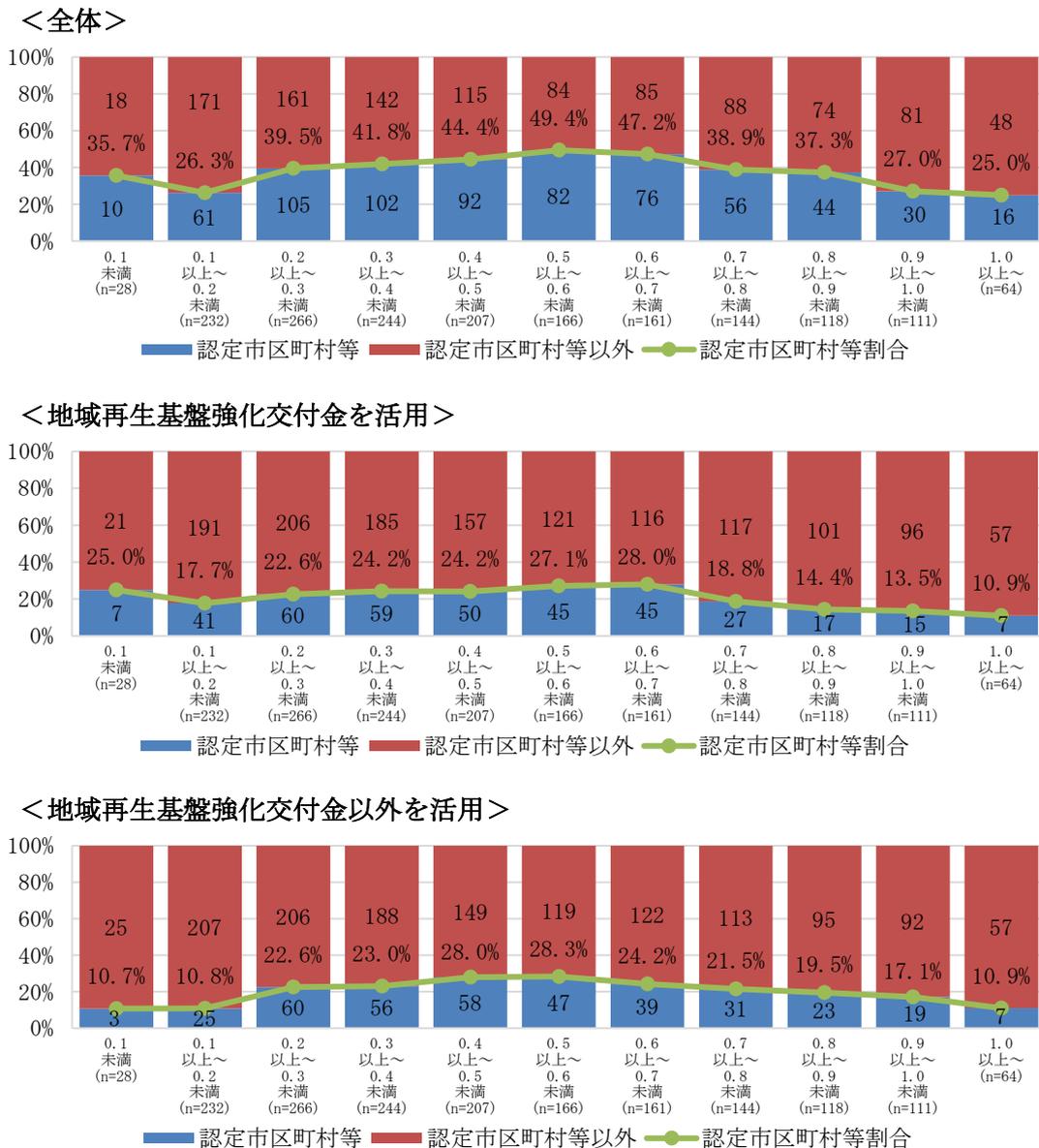
(注) 平成28年1月1日時点の住民基本台帳人口に基づいて算出している。

(注) 複数団体による共同計画の場合、全ての市区町村をデータとしている。

### (3) 認定市区町村等の財政力指数別の分布

認定市区町村等の全市区町村に対する割合を財政力指数別にみると、「0.3以上～0.7未満」の市区町村が40%を超えているのに対し、「0.1以上～0.2未満」の市区町村は26.3%、「0.1未満」の市区町村は35.7%となっており、財政力指数が中程度の市区町村に比べ、財政力指数の低い市区町村において割合が低くなっている。

**図表 3：認定市区町村等の財政力指数別の分布（回答認定市区町村等数／全市区町村数）**



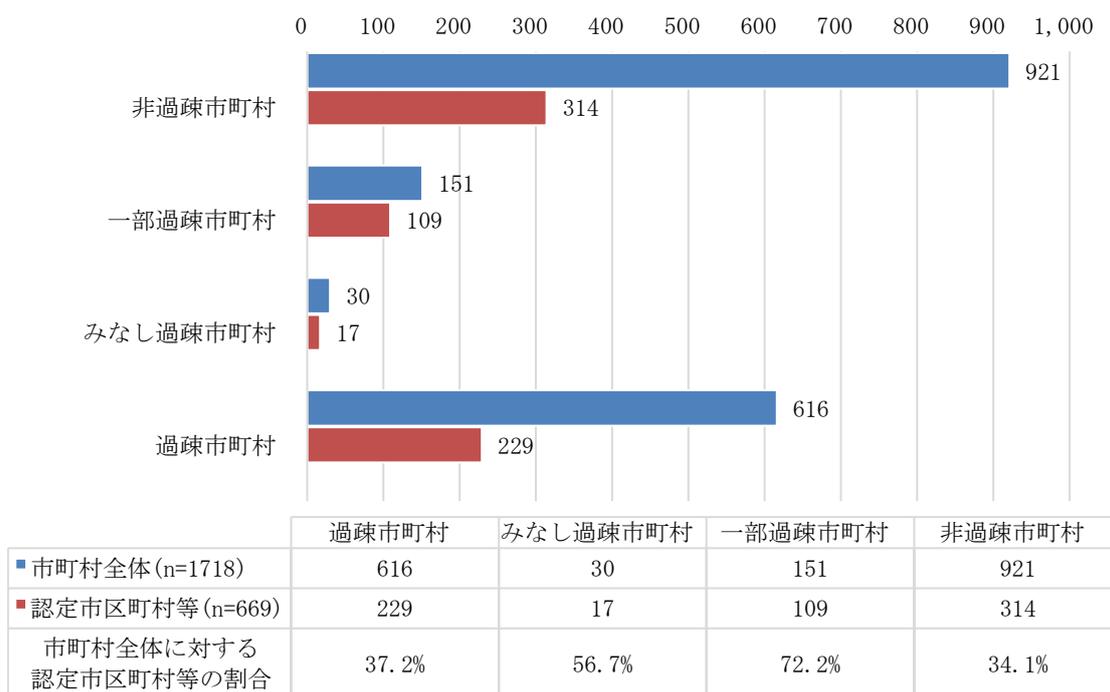
(注) 平成26年度の財政力指数に基づいて算出している。

(注) 複数団体による共同計画の場合、全ての市区町村をデータとしている。

#### (4) 認定市区町村等の過疎地域の該当状況

認定市区町村等のうち特別区を除く市町村について、全市町村に対する割合を過疎地域の該当状況別にみると、「非過疎市町村」が34.1%と最も低く、「みなし過疎市町村」56.7%、「一部過疎市町村」72.2%となっているが、「過疎市町村」が37.2%と低くなっている。

**図表 4：認定市区町村等の過疎地域の該当状況（回答認定市区町村等数／全市町村数）**



(注) 平成27年4月1日時点の過疎市町村等数に基づいて算出している。

(注) 複数団体による共同計画の場合、全ての市町村をデータとしている。

(注) 特別区はデータに含まない。

(注) 過疎市町村等の定義は以下のとおり。

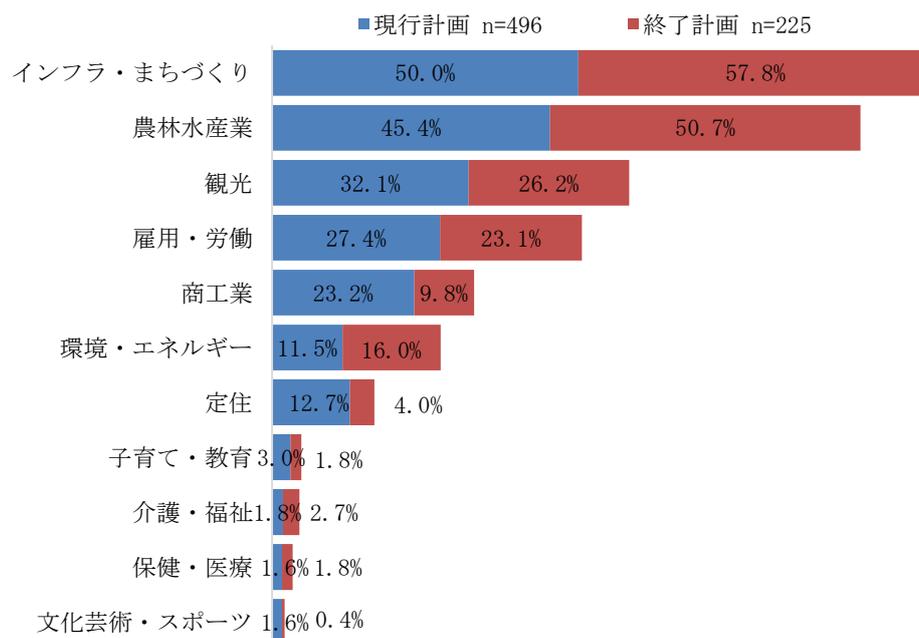
過疎市町村	… 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号。以下「過疎法」という。）第2条第1項及び第32条に規定する要件に該当する市町村
みなし過疎市町村	… 過疎法第33条第1項の規定により、一定の要件に該当することで過疎地域とみなされる合併市町村
一部過疎市町村	… 過疎法第33条第2項の規定により、合併前に過疎地域であった旧市町村の区域が過疎地域とみなされる合併市町村
非過疎市町村	… 上記のいずれにも該当しない市町村

### 3. 主な支援措置の活用状況

#### (1) 認定計画の対象分野

認定計画の対象となる分野は「インフラ・まちづくり」が最も多く、現行計画の50.0%、終了計画の57.8%がこれに該当すると回答している。次いで、現行計画の45.4%、終了計画の50.7%が「農林水産業」に該当すると回答している。

図表 5：認定計画の対象分野（回答認定計画数／複数回答）



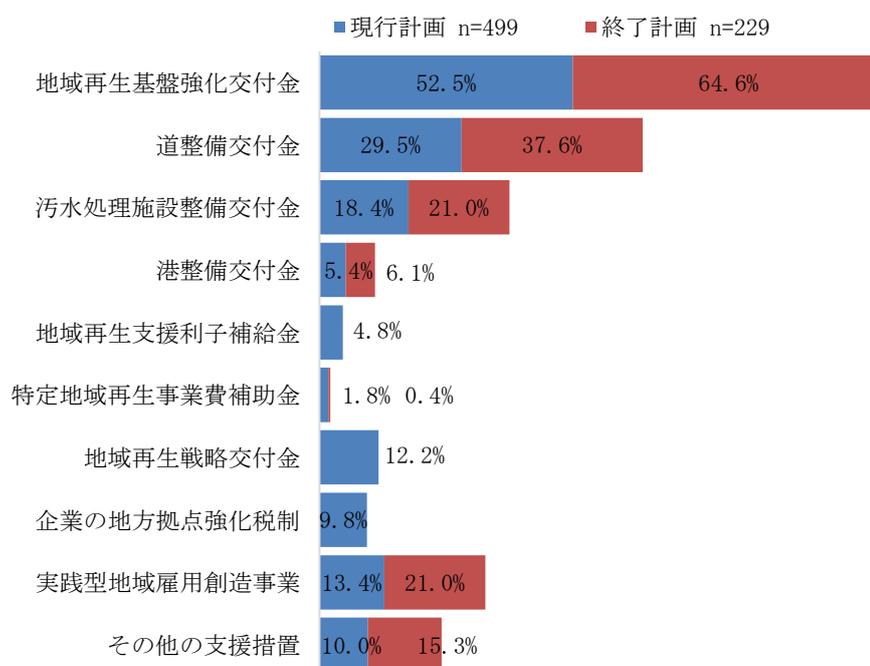
(注) 各数値は、回答認定計画数のうち、各対象分野の計画の割合

(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (2) 認定計画において活用している支援措置

「地域再生基盤強化交付金」の活用が最も多く、現行計画の52.5%、終了計画の64.6%となっている。また、「地域再生基盤強化交付金」の種類ごとにみると、「道整備交付金」が最も多く、現行計画の29.5%、終了計画の37.6%となっている。

図表 6：認定計画における支援措置の活用状況（回答認定計画数／複数回答）



(注) 各数値は、回答認定計画数のうち、各支援措置を活用した計画の割合

(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

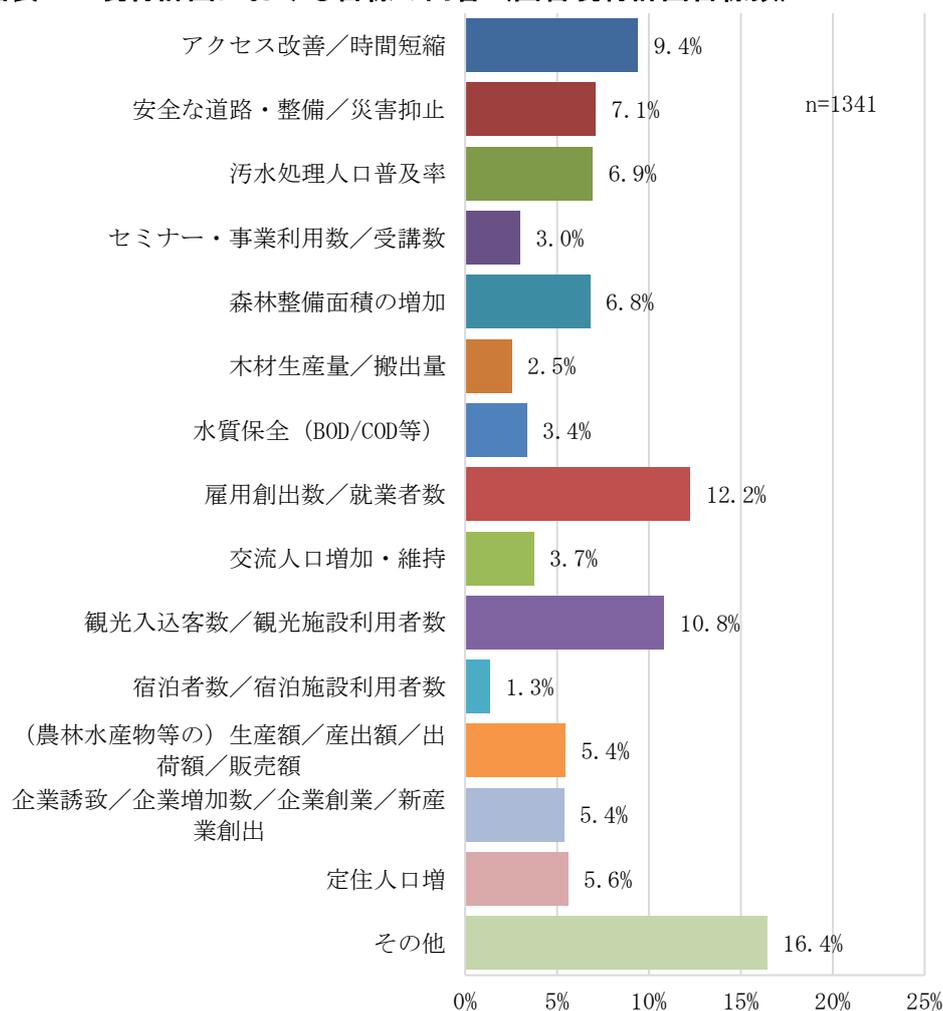
## 4. 現行計画の目標

### (1) 現行計画における目標設定状況

#### ① 現行計画の目標の内容

現行計画において設定されている目標の内容を類型化すると、「雇用創出数／就業者数」が12.2%で最も多く、次いで「観光入込客数／観光施設利用者数」が10.8%、「アクセス改善／時間短縮」が9.4%となっている。

図表 7：現行計画における目標の内容（回答現行計画目標数）



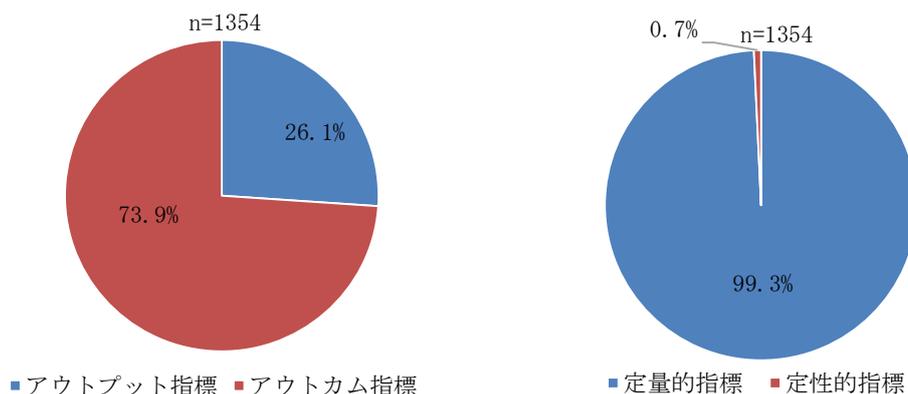
#### <「その他」の主な指標>

- ・ 地域住民に対する満足度（7件）
- ・ 観光消費額（4件）
- ・ 耕作放棄地の抑制等（3件）
- ・ エゴマ等の農産物作付面積の増加（3件）

## ② 現行計画の目標の種類

現行計画の設定目標に係る指標について、アウトプット／アウトカム、定性的／定量的という類型化をしてみると、「アウトカム指標」が73.9%、「定量的指標」が99.3%となっている。

図表 8：現行計画における目標の種類（回答現行計画目標数）



## (2) 現行計画の目標達成状況

### ① 現行計画の目標達成状況

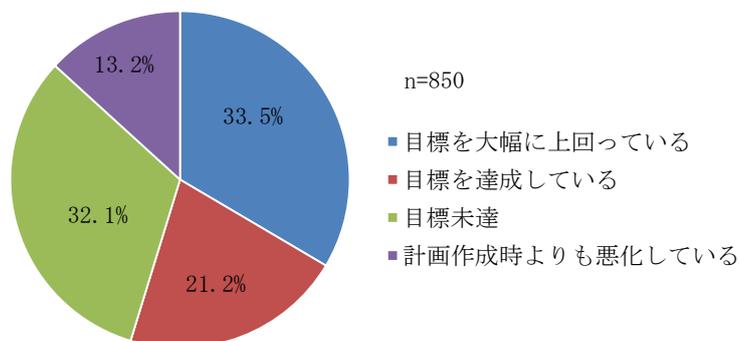
現行計画における目標の達成状況をみると、「未実施」を除く全850指標について、  

$$\text{目標達成度} = (\text{実績値} - \text{初年度基準値}) / (\text{目標値} - \text{基準値}) \times 100$$
とした上で、

- ・ 目標達成度150以上 : 目標を大幅に上回っている
- ・ 目標達成度100以上～150未満 : 目標を上回っている
- ・ 目標達成度0以上～100未満 : 目標未達
- ・ 目標達成度0未満 : 計画作成時よりも悪化している

とした場合、54.7%の指標が計画進行状況を上回る目標達成状況となっている。

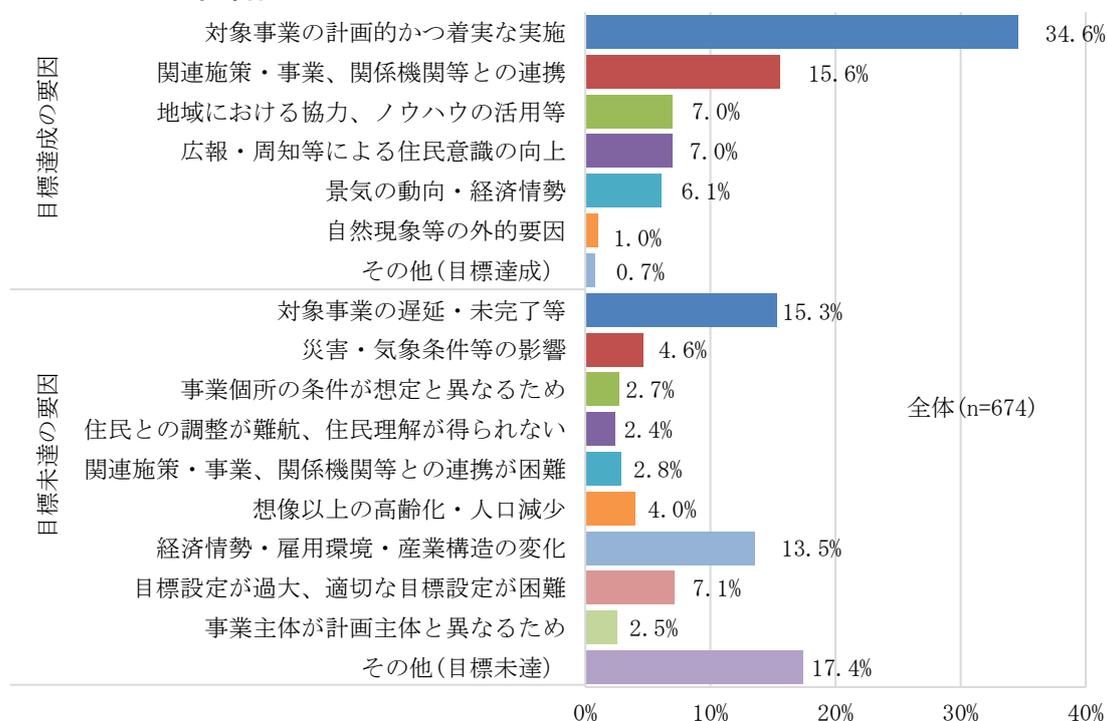
図表 9：現行計画の進捗状況を勘案した目標達成状況（回答現行計画目標数）



## ② 現行計画の目標達成状況に関する要因

現行計画の目標達成状況に関する要因について尋ねたところ、目標を達成している指標の34.6%については、その要因が「対象事業の計画的かつ着実な実施」であると認識されており、次いで、15.6%の指標が「関連施策・事業、関係機関等との連携」により目標が達成されたと認識されている。一方、目標を達成できなかった要因については、目標未達の指標の15.3%が「対象事業の遅延・未完了等」をその要因として挙げており、次いで、13.5%の指標において「経済情勢・雇用環境・産業構造の変化」を挙げている。

図表 10：現行計画の目標達成状況に係る主な要因（回答現行計画目標数／複数回答）



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

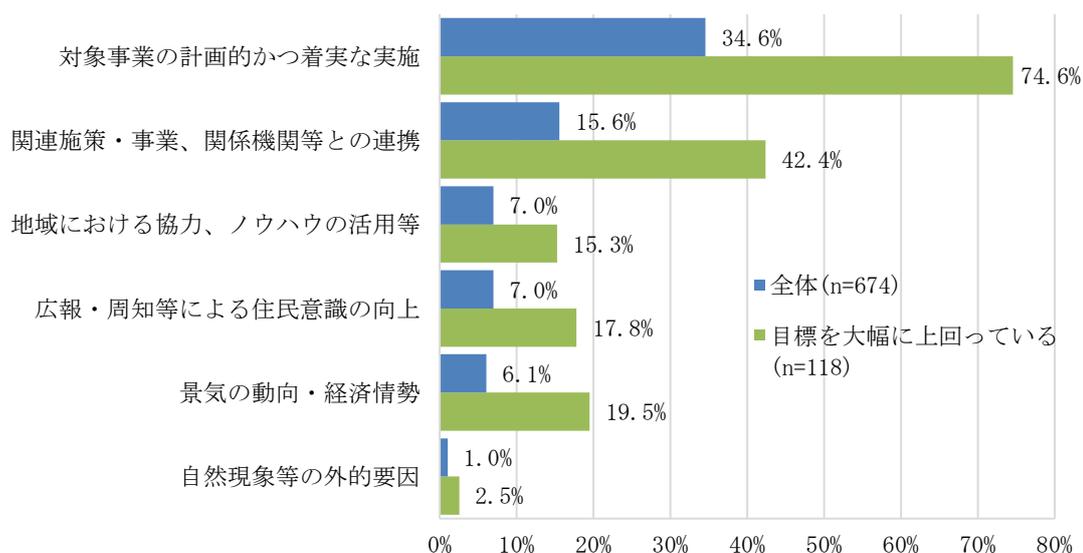
### <「その他（目標未達）」の主な内容>

- ・計画期間中であるため。(1件)
- ・計画に着手して間もないため、実績値を計上するに至っていない。(1件)
- ・事業効果の発現が平成29年度からであるため。(1件)
- ・目標設定時の制度と評価時の制度に違いがあり、適切な目標設定が困難となったため。(1件)
- ・計画完了しておらず、実績値をまだ計測していないため。(1件)

次に、目標達成度別に、目標達成度が目標を大幅に上回っている場合と計画作成時よりも悪化している場合のそれぞれについて、その要因を分析した。

目標達成度が目標を大幅に上回っている場合については、「対象事業の計画的かつ着実な実施」と「関連施策・事業、関係機関等との連携」をその要因として挙げている指標の割合が、全体と比較して顕著に高くなっている。

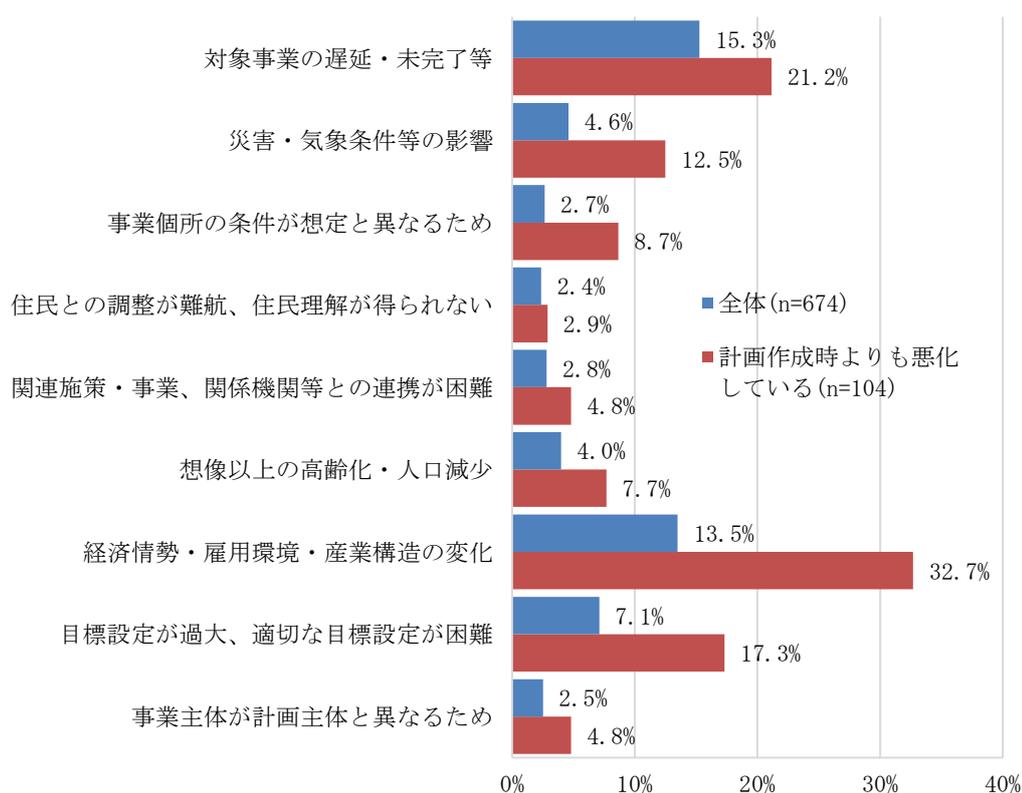
**図表 11：現行計画の目標達成度が目標を大幅に上回っている要因（回答現行計画目標数／複数回答）**



(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

次に、目標達成度が計画作成時よりも悪化している場合については、「経済情勢・雇用環境・産業構造の変化」、「対象事業の遅延・未完了等」、「目標設定が過大、適切な目標設定が困難」をその要因として挙げている割合が顕著に高くなっており、「災害・気象条件等の影響」、「事業個所の条件が想定と異なるため」についても、全体との比較においては顕著に高くなっている。

**図表 12：現行計画の目標達成度が計画作成時よりも悪化している要因（回答現行計画目標数／複数回答）**



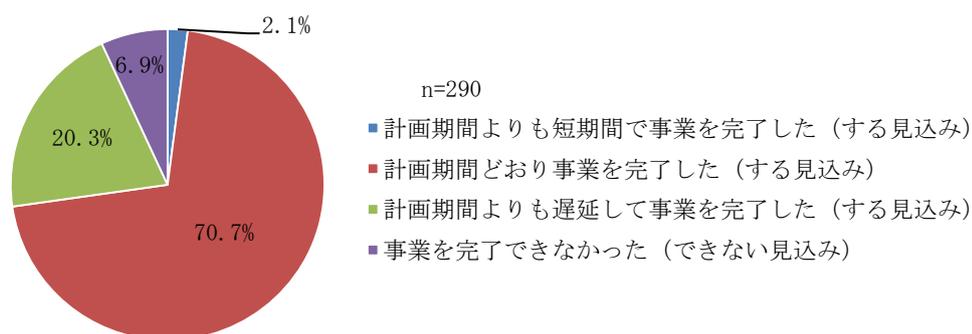
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### ③ 現行計画の事業の進捗状況

現行計画に基づく事業の進捗状況をみると、「計画期間より短期間で事業を完了した（する見込み）」と「計画期間どおり事業を完了した（する見込み）」を合わせた割合は72.8%となっている。

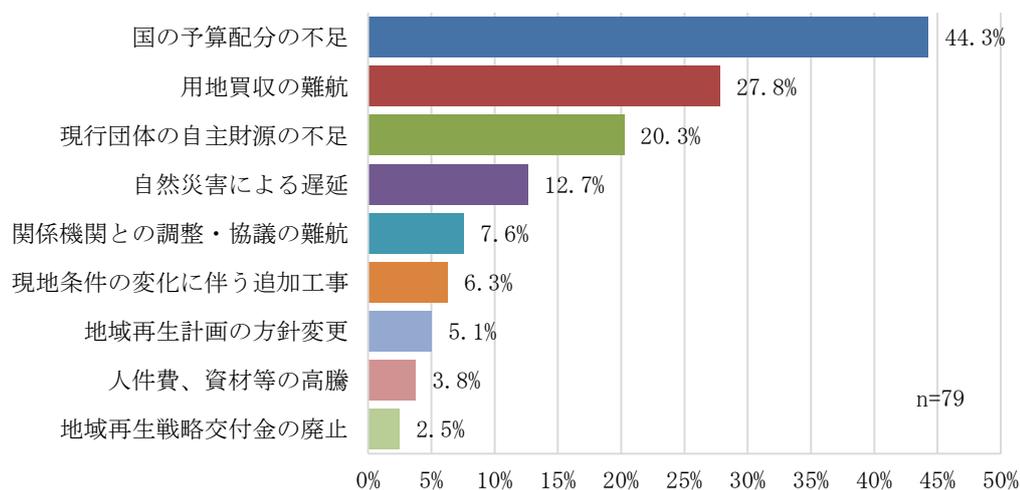
その一方で、「計画期間より遅延して事業を完了した（する見込み）」、「事業を完了できなかった（できない見込み）」を合わせた割合は27.2%となっている。

図表 13：現行計画に基づく事業の進捗状況（回答現行計画数）



このうち、「計画期間よりも遅延して事業を完了した（する見込み）」、「事業を完了できなかった（できない見込み）」と回答している場合における当該遅延の要因としては、44.3%の事業において「国の予算配分の不足」が挙げられている。

図表 14：現行計画における事業の遅延の理由（回答現行計画数/複数回答）



(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

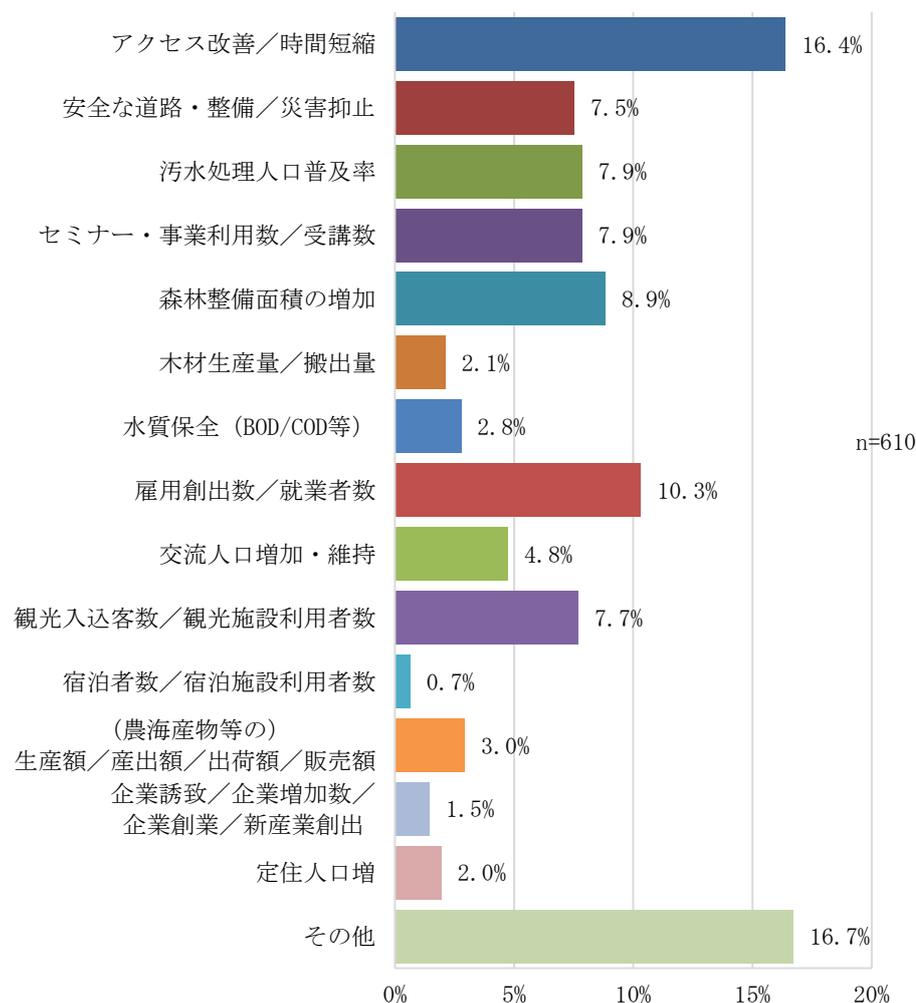
## 5. 終了計画の目標

### (1) 終了計画における目標設定状況

#### ① 終了計画の目標の内容

終了計画において設定されている目標の内容を類型化すると、「アクセス改善／時間短縮」が16.4%で最も多く、次いで、「雇用創出数／就業者数」が10.3%、「森林整備面積の増加」が8.9%となっている。

図表 15：終了計画における目標の内容（回答終了計画目標数）



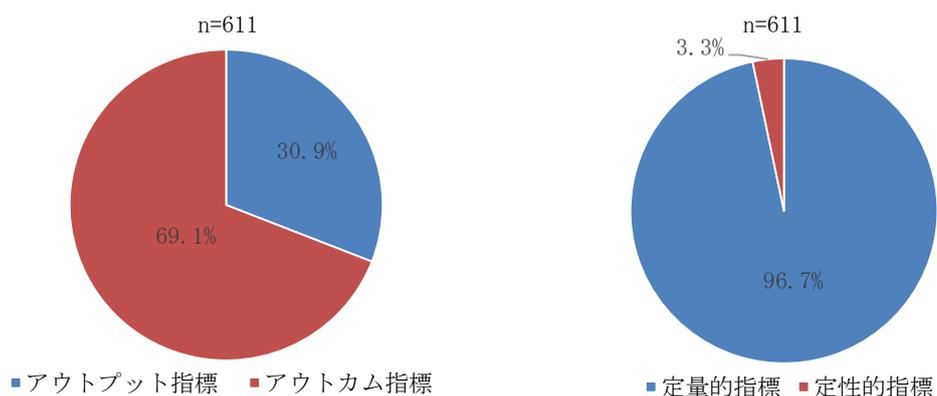
#### <「その他」の主な指標>

- ・耕作放棄地の抑制等 (4件)
- ・特産品の開発数 (3件)
- ・漁業就業者数の維持 (3件)
- ・フィルムコミッションロケ件数 (1件)

## ② 終了計画の目標の種類

終了計画の設定目標に係る指標について、アウトプット／アウトカム、定性的／定量的という類型化をしてみると、「アウトカム指標」が69.1%、「定量的指標」が96.7%となっている。

図表 16：終了計画における目標の種類（回答終了計画目標数）

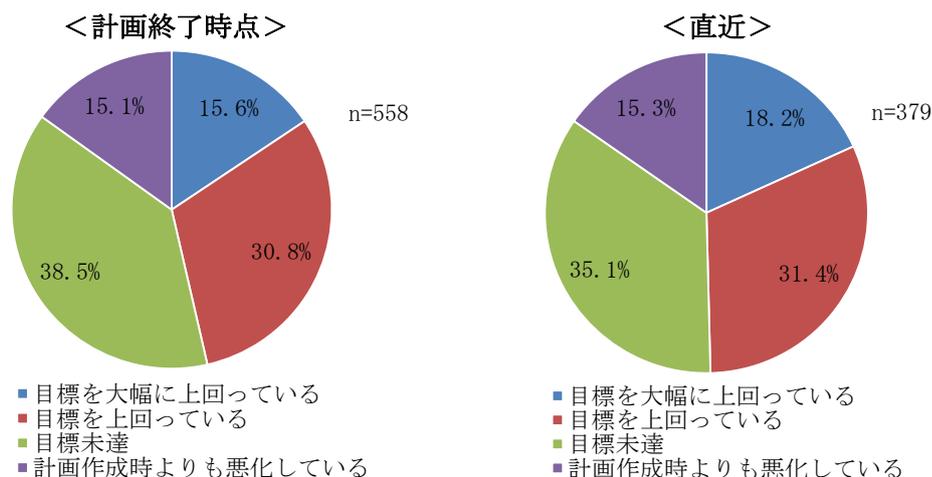


## (2) 終了計画の目標達成状況

### ① 終了計画の目標達成状況

終了計画における目標の達成状況について「未実施」を除外した上で、設定されている目標の達成状況をみると、全指標のうち目標を達成している指標が計画終了時点で46.4%、直近で49.6%ある。

図表 17：終了計画の目標達成状況（回答終了計画目標数）

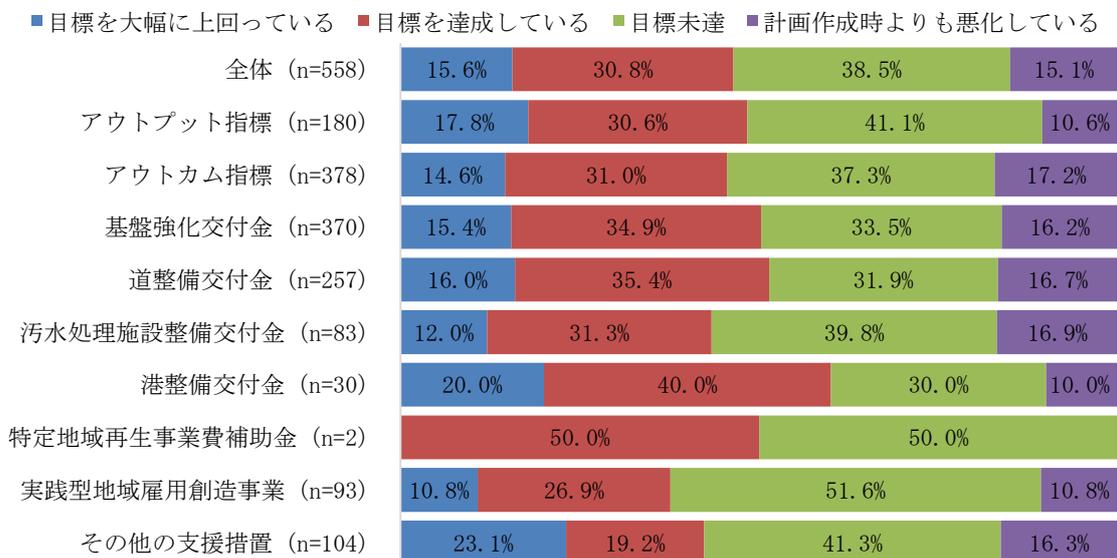


また、アウトプット指標とアウトカム指標との比較では、その計画終了時点での目標達成状況に顕著な差は見られなかったが、目標達成度が計画作成時よりも悪化しているものについては、アウトカム指標の方が若干多くなっている。支援措置別では、目標を達成している指標の割合が最も高いのは「港整備交付金」の60.0%である。

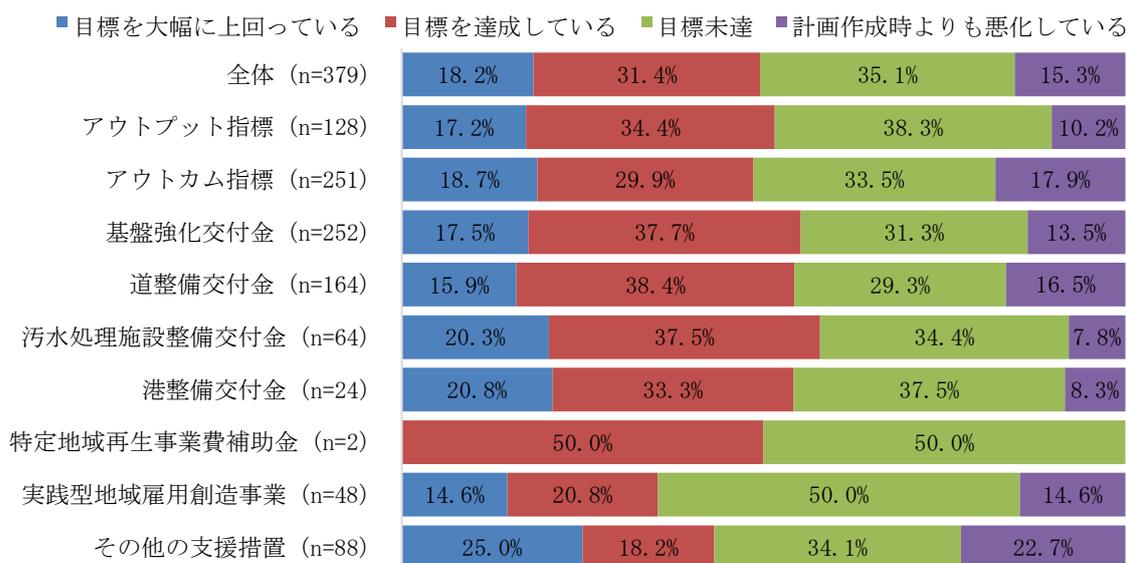
直近の目標達成状況についても、全体では計画期間終了時点と比較して顕著な差は見られなかったが、支援措置別でみると、目標を達成している指標の割合が最も高いのは「汚水処理施設整備交付金」の57.8%であり、計画終了時点との比較においても、大幅に達成状況が改善している。

図表 18：終了計画の支援措置等別の目標達成状況（回答終了計画目標数）

<計画終了時点>



<直近>

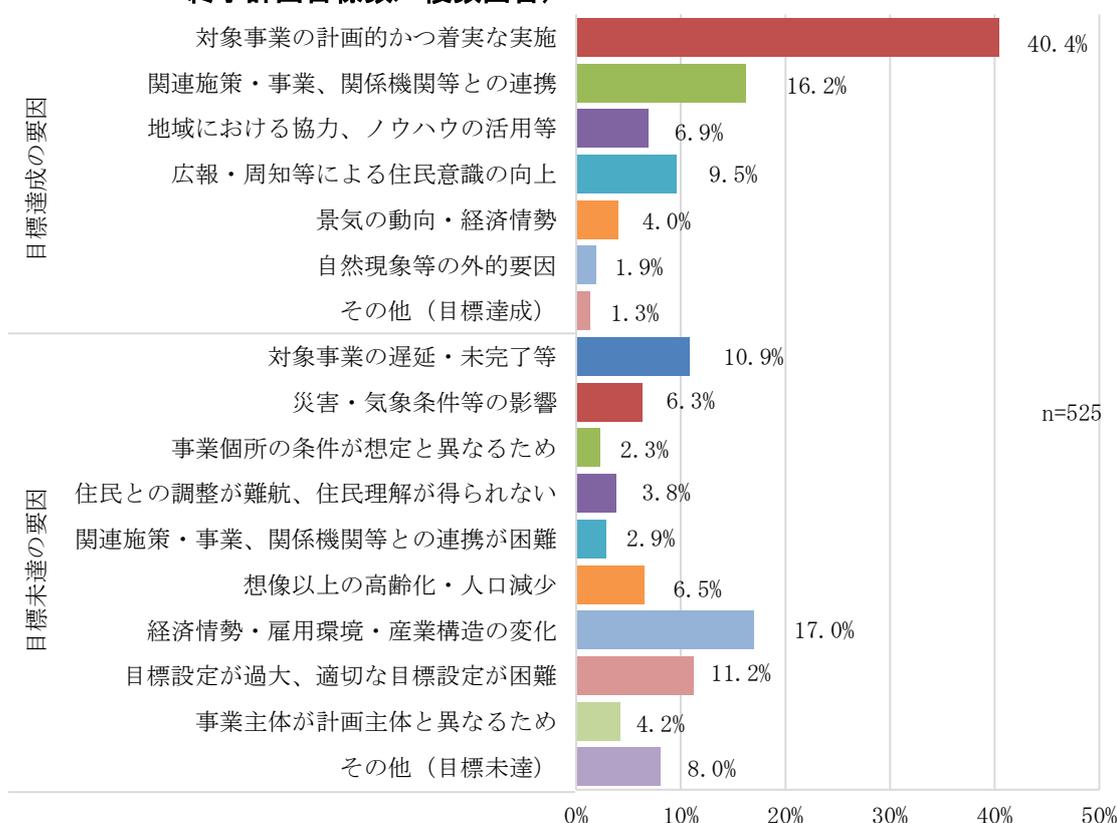


## ② 終了計画の目標達成状況に関する要因

終了計画の計画期間終了時点での目標達成状況に関する要因について尋ねたところ、目標を達成している指標の40.4%については、その達成要因が「対象事業の計画的かつ着実な実施」であると認識されており、次いで、16.2%の指標が「関連施策・事業、関係機関等との連携」により目標が達成されと認識されている。

一方、目標を達成できなかった要因については、目標未達の指標の17.0%が「経済情勢・雇用環境・産業構造の変化」をその要因として挙げており、次いで、11.2%の指標において「目標設定が過大、適切な目標設定が困難」を挙げている。

**図表 19：終了計画の計画期間終了時点での目標達成状況に係る主な要因（回答終了計画目標数／複数回答）**



### <「その他（目標未達）」の主な内容>

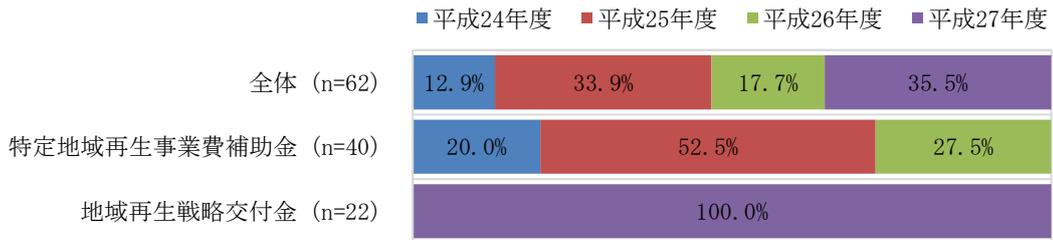
- ・支援措置におけるアウトプットのカウント基準が事業途中で変更されたため。（1件）
- ・計画期間途中で廃止した事業があるため。（1件）
- ・多様なメニューを組み合わせることができず、参加人数が限定されたため。（1件）
- ・事業実施主体として予定していた民間事業者が、他事業の関連で別の地域で事業展開を進めたことから、当地区での事業展開が進まなくなったため。（1件）
- ・事業実施主体の民間企業において、事業展開に必要な資金調達が進まなかったため。（1件）

## 6. 策定事業の実施状況

### (1) 策定事業の活用状況

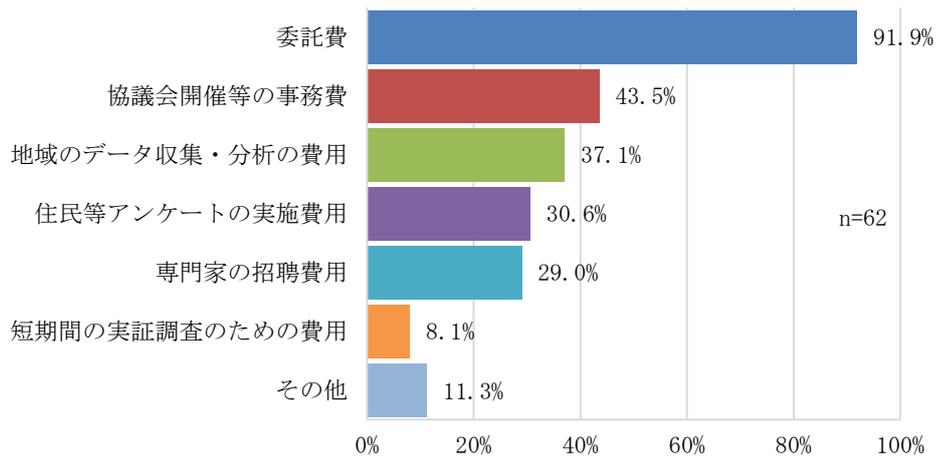
策定事業の実施年度別内訳をみると、「地域再生戦略交付金」は平成27年度のみを活用となっている。

**図表 20：策定事業の実施年度別の内訳（回答策定事業数）**



策定事業の事業費の内訳をみると、91.9%の事業で「委託費」に充当されている。

**図表 21：策定事業の事業費の内訳（回答策定事業数／複数回答）**

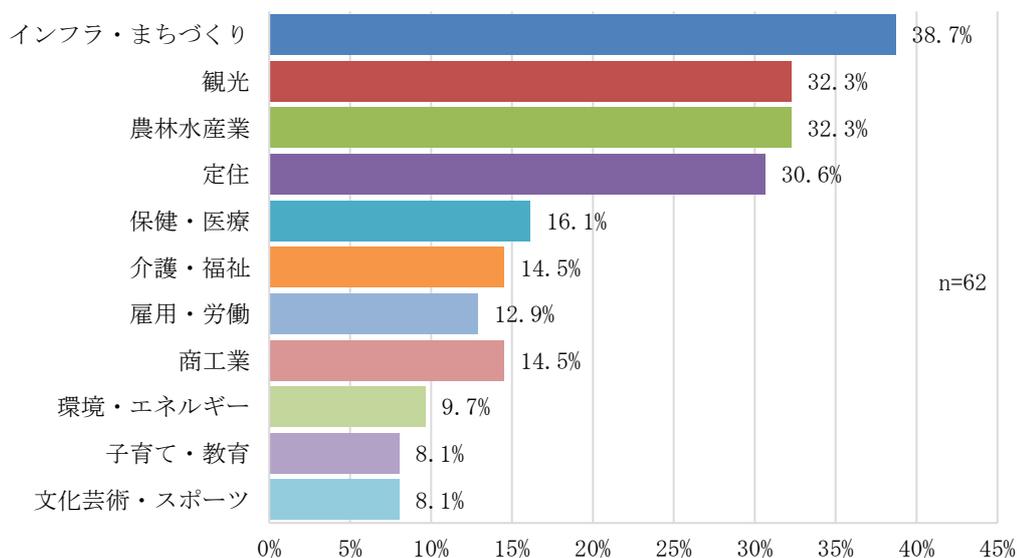


#### <「その他」の主な内容>

- ・先進自治体の視察費用（1件）
- ・成果報告書作成費用（1件）
- ・報償費、需用費、役務費（1件）

策定事業の対象となる分野は、「インフラ・まちづくり」が最も多く、策定事業の38.7%がこれに該当する。次いで、32.3%が「観光」、「農林水産業」、30.6%が「定住」に該当する。

図表 22：策定事業の対象分野（回答策定事業数／複数回答）

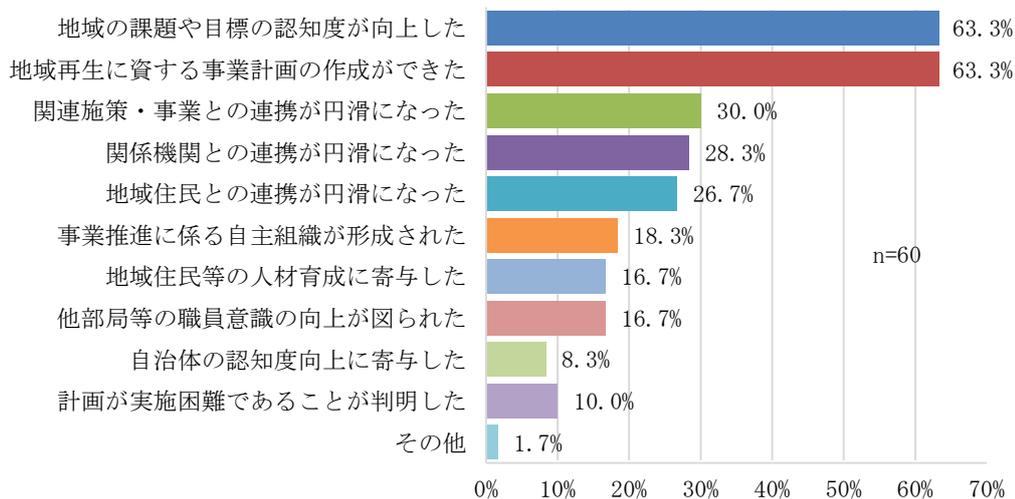


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## (2) 策定事業の評価

策定事業に取り組むことによって得られたと考えられる成果について尋ねたところ、63.3%が「地域の課題や目標の認知度が向上した」、「地域再生に資する事業計画の作成ができた」と回答している。

図表 23：策定事業への取組による成果（回答策定事業数／複数回答）

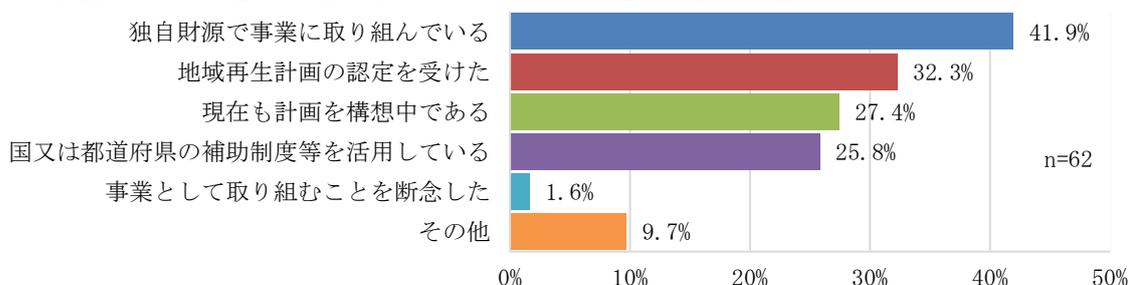


(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### (3) 策定事業後の取組

次に、策定事業実施後の事業の取組状況について調査したところ、41.9%が「独自財源で事業に取り組んでいる」と回答している。また、32.3%は「地域再生計画の認定を受けた」と回答している。

**図表 24：策定事業後の取組状況（回答策定事業数／複数回答）**



「国又は都道府県の補助制度等を活用している」場合における活用補助制度等としては、「地方創生推進交付金」が最も多くなっている。

**図表 25：策定事業後の取組における活用補助制度等（回答策定事業数／複数回答）**

活用している補助制度等	所管府省	回答事業数
地方創生推進交付金	内閣府	8
地方創生先行型交付金	内閣府	3
社会資本整備総合交付金	国土交通省	2
地方創生加速化交付金	内閣府	2
地方創生拠点整備交付金	内閣府	2
公営住宅における目的外使用承認の柔軟化	国土交通省	1
特定地域再生事業費補助金	内閣府	1
農山漁村振興交付金	農林水産省	1
林業・木材産業構造改革事業	農林水産省	1
回答事業数(n)		14

(注) 複数回答のため、合計は回答事業数(n)以上になる。

策定事業実施後の取組状況において「事業として取り組むことを断念した」理由は、次のとおりであった。

#### <「事業として取り組むことを断念した」主な理由>

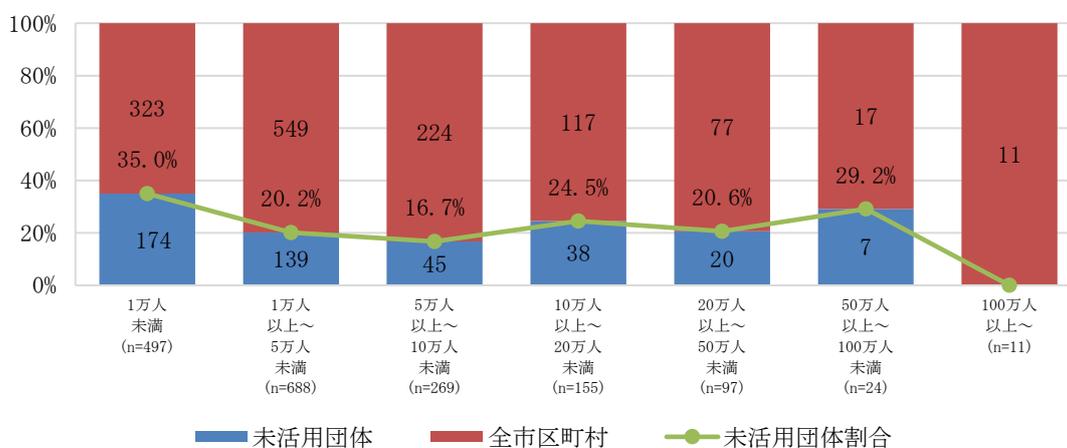
- ・事業を計画した施設で火災があり、再開には多額の費用が必要となることなどから、事業を断念した。(1件)

## 7. 未活用団体における状況

### (1) 未活用団体の概要

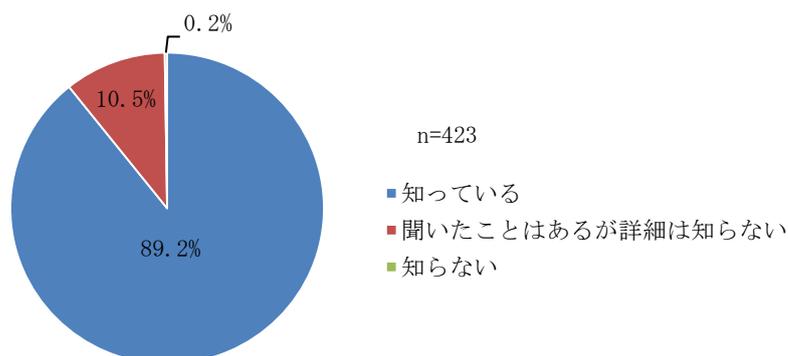
回答未活用団体は全国で423団体（全市区町村の24.3%）あり、全て市区町村である。未活用団体の人口規模別分布状況は、100万人以上の市区町村には全くなく、50万人以上～100万人未満の市区町村で30%程度となっている。また、1万人以上～50万人未満の市区町村では、20%前後であるのに対して、1万人未満の市町村においては35.0%と高くなっている。

図表 26：未活用団体の人口規模別の分布（回答未活用団体数／全市区町村数）



未活用団体における地域再生制度の認知状況を尋ねたところ、89.2%が「知っている」と回答した。

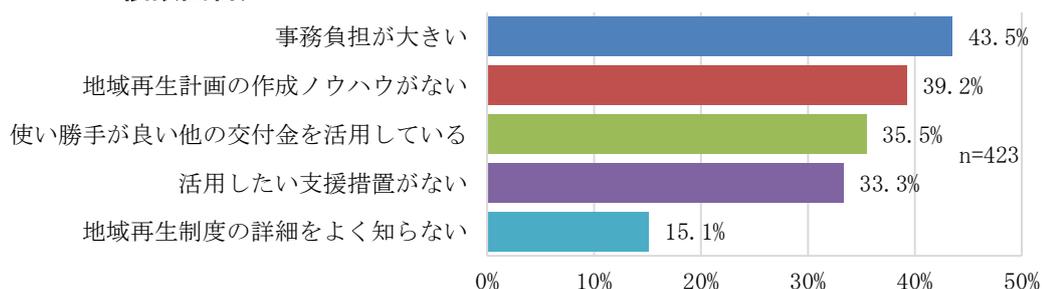
図表 27：未活用団体における地域再生制度の認知状況（回答未活用団体数）



## (2) 地域再生制度未活用の理由

未活用団体における地域再生制度未活用の理由として最も多いものは「事務負担が大きい」であり、43.5%の未活用団体がそのように回答している。次いで、39.2%が「地域再生計画の作成ノウハウがない」、35.5%が「使い勝手が良い他の交付金を使用している」、33.3%が「活用したい支援措置がない」と回答している。

**図表 28：未活用団体における地域再生制度未活用の理由（回答未活用団体数／複数回答）**

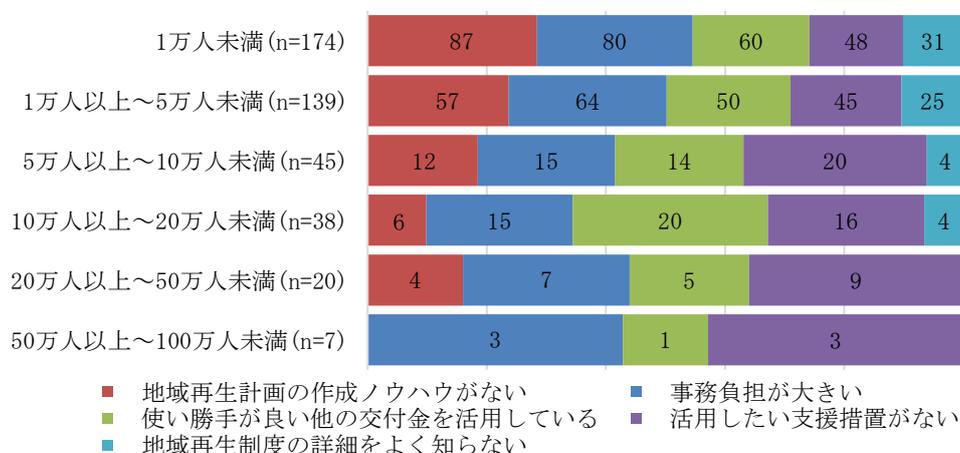


(注) 複数回答のため、合計は100%にはならない。

地域再生制度未活用の理由を人口規模別で見ると、人口規模が小さくなるほど「地域再生計画の作成ノウハウがない」の割合が増える傾向があり、1万人未満の未活用団体においては87団体(50.0%)となっている。また、「地域再生制度の詳細をよく知らない」の割合も、小規模市町村で増える傾向があり、1万人未満の未活用団体においては、31団体(17.8%)となっている。

一方で、人口規模が大きくなるほど「活用したい支援措置がない」の割合が増える傾向があり、50万人以上～100万人未満の未活用団体においては3団体(42.9%)となっている。

**図表 29：未活用団体の人口規模別の地域再生制度未活用の理由（回答未活用団体数／複数回答）**

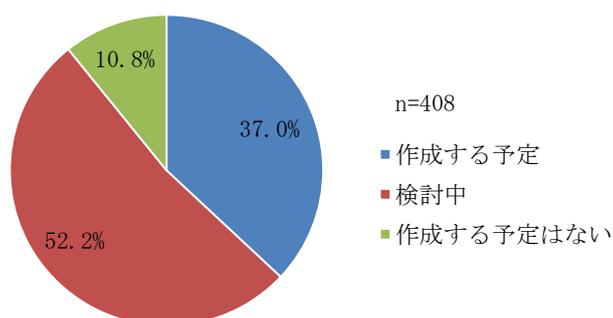


(注) 複数回答のため、合計は回答計画数(n)以上になる。

### (3) 未活用団体の今後の地域再生計画の作成予定

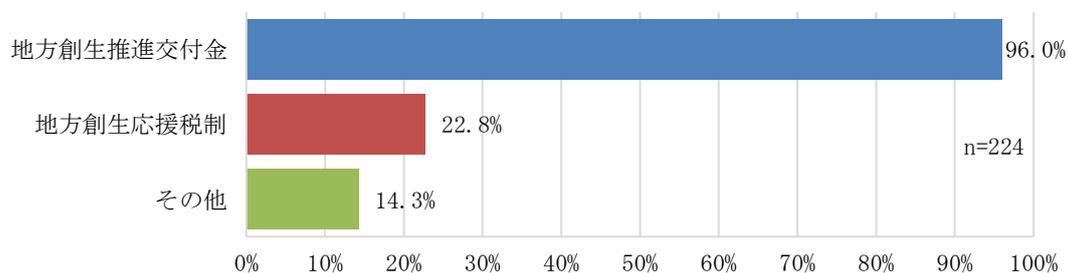
未活用団体に今後の地域再生計画の作成予定をについて尋ねたところ、「作成する予定」、「検討中」との回答が合わせて89.2%あり、「作成する予定はない」との回答は10.8%であった。

図表 30：未活用団体の今後の地域再生計画の作成予定（回答未活用団体数）



地域再生計画を「作成する予定」又は「検討中」とする場合における活用予定の支援措置としては、96.0%の未活用団体が「地方創生推進交付金」と回答している。

図表 31：未活用団体における活用予定支援措置（回答未活用団体数／複数回答）



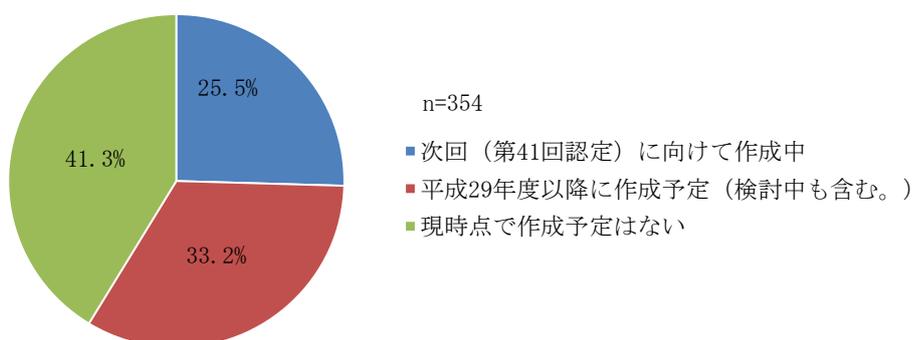
(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

## 8. その他

### (1) 現行団体の今後の地域再生計画の作成予定

現行団体に今後の地域再生計画の作成予定について尋ねたところ、「次回（第41回認定）に向けて作成中」との回答が25.5%、「平成29年度以降に作成予定（検討中も含む。）」との回答が33.2%あった一方、「現時点で作成予定はない」との回答が41.3%あり、最多であった。

**図表 32：現行団体の今後の地域再生計画の作成予定（回答現行団体数）**

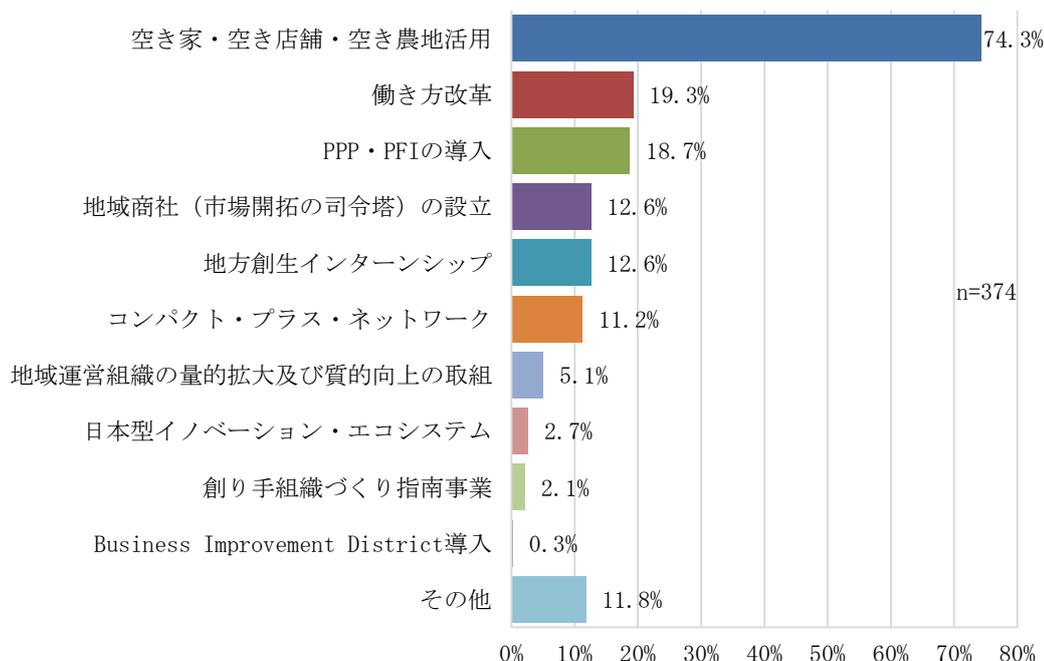


(注) 回答現行計画に係る筆頭市区町村をデータとしている。

## (2) 地方創生に係る取組

現行団体に対し、地方創生の取組として検討しているものを尋ねたところ、74.3%が「空き家・空き店舗・空き農地活用」と回答しており、次いで、19.3%が「働き方改革」、18.7%が「PPP・PFIの導入」と回答している。

図表 33：現行団体における地方創生の取組（回答現行団体数／複数回答）



(注)回答現行計画に係る筆頭市区町村をデータとしている。

(注)複数回答のため、合計は100%にはならない。

### <その他の主な内容>

- ・空き施設を活用した企業誘致と地域の融合事業（1件）
- ・移住・定住促進、魅力ある大学づくり（1件）
- ・シェアリングエコノミー（1件）
- ・CCRCの検討・実施（1件）
- ・新たなヘルスケアサービスの展開促進（1件）
- ・既存ストックをコンバージョンし、官・民利用の大型複合的施設へと活用（1件）
- ・三世代同近居支援（1件）

### (3) 地域再生制度に関する主な意見・要望

地域再生制度に関する現行団体の主な意見・要望をみると、「地域再生計画関連予算の継続的な確保」、「事務手続の簡素化」、「その他」の3つに分類される。その具体的な内容は次のとおりとなっている。

#### <地域再生制度に関する主な意見・要望>

##### 【地域再生計画関連予算の継続的な確保に関する意見（16件）】

- ・地域再生基盤強化交付金は、年度間融通等が可能であり非常に活用しやすい制度である。実際に、下水道整備及び浄化槽設置を行うことで生活環境の向上に寄与しているところであり、今後も同交付金制度の存続を望む。（1件）
- ・地域の課題解決に有効な制度であり、制度の継続・拡充をお願いしたい。（1件）
- ・地域再生計画の認定を受けなければ国は支援しないということではなく、地域再生計画の認定を受けなくても支援が受けられる制度にしていきたい。（1件）
- ・地方創生拠点整備交付金について、継続的な運用を要望したい。（1件）

##### 【事務手続の簡素化に関する意見（29件）】

- ・実践型地域雇用創造事業は、実施に当たって事業構想提案書の採択、地域雇用創造計画の同意、地域再生計画の認定が必要であり、提出先や提出時期、審査機関が異なるなど、手続が煩雑となっているため、簡素化を検討していただきたい。（2件）
- ・1つの地方公共団体が支援を受けるために、地域再生計画をいくつも作成することは大変非効率である。個別の支援申請に係る計画書は作成する必要があると思うが、根幹の地域再生計画は1つとなるように制度整備をお願いしたい。（1件）
- ・地域再生計画の認定又は変更認定の事務手続は特に煩雑であると感じる。活用する支援措置に応じ、柔軟な目標や目標時期（各年度でなく中間・最終のみなど）を設定できるようにするべきである。（1件）
- ・地方創生推進交付金を活用する際、地域再生計画と事業実施計画書が同様の内容となるため、地域再生計画の作成・認定に当たっては、手続が煩雑にならないように配慮してもらいたい。（1件）
- ・地方創生推進交付金や地方創生応援税制は、まち・ひと・しごと創生法に基づいて各地方公共団体が策定した地方創生総合戦略に位置付けられた事業に対する支援措置である。しかし、その支援措置を受けるに当たっては、別途、地域再生法に基づく地域再生計画を作成しなければならない、事務の重複が生じている。また、取組内容に応じて複数の地域再生計画を作成しなければならないケースもあり、さらに事務負担が増えている。地方版総合戦略に位置付けられている事業については、当該総合戦略をもって地域再生計画に代替とするなどの措置が考えられないか。（1件）

##### 【その他（48件）】

- ・手続が簡素で使いやすい。（5件）
- ・地域再生基盤強化交付金は施設間流用や実施年度の調整など、実施団体の意向に合わせた事業実施が可能であり、使いやすい制度である。（4件）
- ・地域再生計画の認定に関する事前相談から申請締切までの期間が短い。（4件）
- ・短期間で効果が発現する事業が望ましいが、ハード事業の場合、短期間では効果が現れにくいいため、5年を超える事業計画についても認めていただきたい。（4件）

- ・認定申請の機会を増やしてほしい。(2件)
- ・制度改正に当たっては、実施中の事業が円滑に実施できるよう、柔軟な制度設計(経過措置等)をお願いしたい。(1件)
- ・地域再生基盤強化交付金は、地域の重要なインフラの一体的整備ができるため、ニーズに適合しているが、2以上の事業の組合せが必要であり、活用には制限がある。(1件)